

川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		本市	指定管理者
法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令や税制等の変更	協議により定める	
物価・金利変動	物価変動や金利変動により発生した損失や費用等の負担	協議により定める	
不可抗力	地震・台風等の自然災害やテロリズム等の人災に伴う業務の変更、中止、延期	協定により定める	
需要変動	当初の需要見込みと異なる利用者の減少及び収入の減少		○
第三者への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
施設設備の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設及び設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの等(400万円(税込)以下の小規模修繕)への対応		○
	上記以外の経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの等(400万円(税込)を超える修繕、または単年度における工事の総額が年度協定で設定する負担限度額を超えた場合)への対応	○	
債務不履行	指定管理者の責任による業務又は協定内容の不履行、遅延、中止によって生じた事由		○
	施設設置者(川崎市)の方針・計画変更に伴う協定内容の追加等	○	
セキュリティ	警備不備による犯罪発生等	○	
	指定管理者の責任による情報漏洩等		○
	上記以外の場合による情報漏洩等	○	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		○